

令和6年3月13日（水曜日）

南三陸町東日本大震災対策特別委員会会議録

東日本大震災対策特別委員会会議録

令和6年3月13日（水曜日）

出席議員（1名）

議長 星 喜美男君

出席委員（12名）

委員長 菅原辰雄君

副委員長 佐藤雄一君

委員 伊藤俊君 阿部司君

高橋尚勝君 須藤清孝君

後藤伸太郎君 佐藤正明君

及川幸子君 村岡賢一君

今野雄紀君 三浦清人君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤仁君
副町長	三浦浩君
総務課長	千葉啓君
総務課課長補佐 兼総務法令係長	佐々木一之君
企画課長	岩淵武久君
企画課課長補佐 兼政策調整係長	阿部好伸君
建設課長	及川幸弘君
建設課課長補佐 兼営繕係長	佐々木芳文君

事務局職員出席者

事務局長

佐藤正文

次長兼総務係長
兼議事調査係長

畠山貴博

午後2時30分 開会

○委員長（菅原辰雄君） ただいまより東日本大震災対策特別委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員数は12人であります。定足数に達しておりますので、これより東日本大震災対策特別委員会を開催いたします。

報道機関から、撮影及び録音を行いたい旨の申出があり、委員長においてこれを許可しております。一言挨拶を申し上げます。

本日の特別委員会は、町長に、旧防災対策庁舎を町有化して震災遺構として保存するとした経緯などについて質疑を行うため開催するものです。

去る3月1日に行われた佐藤町長の定例記者会見で、旧防災対策庁舎を本年4月1日より町有化し、震災遺構として保存するとの発表がありました。議会や町民皆様はじめ多くの方々も突然の発表に驚いたものと思います。

議会への報告においては、本来質疑を行わないとしている行政報告によるものでした。それでも議員からは質疑がされるものと想定されましたが、結果は1名のみでした。

本特別委員会においては、これまで東日本大震災発災以降、一連の深い関わりのある案件を協議しておりました。旧防災対策庁舎については、宮城県へ移譲を求める請願を採択した2015年6月以降、デリケートな問題、課題であると旧防災対策庁舎で犠牲になられた方々の御家族との公開での話合いの場も設けず、このたび唐突に発表したものであり、これらを勘案して開催するものであります。

早速会議に入ります。防災対策庁舎の町有化についてを議題といたします。

本日は、説明員として町長、副町長、総務課長、総務課長補佐、企画課長、企画課長補佐、建設課長、建設課長補佐が出席しております。

本日の会議の進め方についてであります。この後直ちに先般の行政報告の内容でもありました防災対策庁舎の町有化に関し質疑を始めたいと思います。なお、質疑の回数は一度の質疑につき3回までとし、さらに伺いたいことがある場合は、他の委員の一度目の質疑がないと認められた後にこれを許可するということにしたいと思います。

このように取り進めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（菅原辰雄君） 異議なしと認めます。それでは、質疑に入ります。質疑をお願いいたします。須藤清孝委員。

○須藤清孝委員 それではまず委員長に申し上げます。質疑と今おっしゃられましたが、質疑に

ならないかもしないので、一番最初に発言の許可をいただきたいと思います。

過日の発表から半月がたとうとしております。私のところにもそれ以降、町民の方々から数々の御意見をいただいております。質疑にならないかもしないので端的に申し上げます。常識的な進め方ではないのだろうという意見。町有化する震災遺構とするというのももう決定事項である以上、何ともならないのではないかと。もうオブラーントにも風呂敷にも包みようがない。何だっけやという、何かもうこの進め方に対するそういう意見をいただきました。要約すればそのとおりになると思います。数で言ったら限りないぐらいいただいております。その都度私なりに説明できることはしてまいりました。以降の質疑に関しては、ほかの委員さんにお任せしたいと思います。

以上です。

○委員長（菅原辰雄君） 本人が質疑にならないと言うから、分かりました。及川幸子委員。

○及川幸子委員 それでは、私は質問させていただきます。

まず、今定例会冒頭、私の緊急質問は起立少数で町長に伺うことができませんでしたが、特別委員長の計らいなのかどなたの計らいなのかは分かりませんが、本日の震災特別委員会開催により、質問できることに感謝申し上げます。ありがとうございます。私は決して佐藤町長に批判や反対を言うつもりはございません。デリケートな問題なので、御遺族の気持ちを町民にお伝えしたいだけですので、その辺、御了承いただきます。

1点目。その前に先ほど3問後にまた2巡ということがありました。3問ずつですね、質問したいことは。

○委員長（菅原辰雄君） そのとおりです。

○及川幸子委員 では3問行きます。3月1日、河北新聞と3月2日の三陸新聞を読んでびっくりしたのは私だけでなく、大勢の皆様がびっくりしたと思います。特に御遺族の皆様方は、天井から突き落とされた思いでいると話されました。皆さん、当時を思い出してください。議会も解体、佐藤町長も涙ながら解体を宣言しましたが、その後、村井知事が20年間の県有化を発表して現在に至っております。なぜこの時期、県有化期間終了を待たずに首長の判断で独断で決定したのか、本音をお伺いいたします。まず1点目。

2点目。（「1点で終わり」の声あり） 3点ずつですよね、3問ずつ。（不規則発言あり）

○委員長（菅原辰雄君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 唐突なという須藤議員からもお話をいただきましたし、及川議員からもお話をいただきました。正直な思いをお話をさせていただきますが、昨年の7月で復興事業の

ほぼ完遂ということが見えました。したがいまして、昨年の3月、ちょうど1年前になると 思いますが、定例の記者会見におきまして、復興がもうほぼ完遂ということがございました ので、あとはこの南三陸町で抱える大きな課題というものについては、この防災対策庁舎と いうことでした。その際にも私お話ししたんですが、7年後ということは去年ですから8年 後ですか、8年後ということになりますと私自身の年がもう80ということになります。した がって私自身として、間違いなくその年までこういう立場にいることはないということで、 自分の任期中にこの問題については方向性を出したいということでお話をさせていただきま した。

この件につきましては、当時の新聞報道等で流されたということは御覧になった方もいらっしゃると思いますので、そういう経緯もございまして、今この時期になりましてなぜなんだ ということですが、実はそういうふうに次の世代の首長にこの問題を大きな課題、それこそ 先ほどお話ありましたようにまさしくデリケートな問題、それを引き継ぐというわけには今 の私としての責任としてそれはできないだろうという思いがありましたので、自分自身とし て判断をさせていただいたということあります。

○委員長（菅原辰雄君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 それでは2点目。知事から町に移管しますからと言われたのかどうか。町長自 ら県にお願いしたと報道にありますけれども、それが本当であれば、そのときの知事の反応 はいかがなものだったのかお答えください。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 1月31日に県庁にお邪魔させていただいて、知事とお話をさせていただき ました。いわゆる県有化から町のほうで管理をしたいということでお話をさせていただきました。 知事としては、町の考え方は尊重させていただきますが、最終的には県庁内でも検 討させていただきたいというお話はいただきました。

○委員長（菅原辰雄君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 では3点目行きます。報道では、ただいまも申し伝えられました、自分の任期 中に決着をつけたいとお話、ただいま申されました。まだ1年8か月あります、町長の任期 は。その間、御遺族の皆様と十分御議論、話合い、それぞれのお気持ちを伺うべきではなか ったのかなと思われますけれども、その辺どうお考えでしょうか。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 平成27年に県のほうから県有化したいという申出がございまして、その

際、御遺族の皆様方にお集まりをいただいて意見交換会をさせていただきました。解体をしたほうがいいと、あるいは保存したほうがいい、まさしく御意見は半分に分かれたということもございます。そういう経緯があって、その後も私これ13年間この問題に向き合ってまいりましたので、それぞれの思いというものについては痛いほど感じておりました。したがってこういった問題につきましては、ある意味自分として最終決断、これをしなければいけないということで、今回発表させていただいたということあります。

○委員長（菅原辰雄君） ちょっと変則的になっちゃったけれども、いいよ。3問ずつと言ったので先ほどちょっと（「3回まで。3問ではなくて」の声あり）分かりました。ほかに。

伊藤委員。

○伊藤俊委員 では私からもお聞きしたいと思います。今回は佐藤町長の政治的決断において、決定ということになりました。言わば政治的決断というのはもちろん孤独でもあり、ただそこに責任感、決断力も存在しております。片や一方では、今、任期中に決着したいですかいろいろ理由はお伺いしたんですけども、同時にやはりお一人の決断ではなく、ある程度プロセスを経て決定していくのかなというふうに、2031年までというふうにイメージしておりましたので、ちょっと私たち、その報道された内容でしかまだ把握できていないんですけども、例えば、若い方に聞いて残したほうがいいという意見もあったという言及もありましたし、ただその人たちが当時のことをどれぐらい把握しているのかも全く分からない状態です。あとは、遺族の方にも事前に報告はあったという言及もありましたけれども、やはり全体ではなくある程度限定された形で発表に踏み切ったんだろうなと。となると、このような重要な問題については、政治的決断というのはもちろん評価されるものでありますが、同時に根拠というのがなかなか強いかというとちょっと弱いと感じます。その点町長がこういった背景をどのように捉えているかというのをお聞きしたいと思います。

もう一つお聞きしたいのは、やはりなぜ保有開始が本年の7月なのか、やはり議会ともそうですが、住民との意見交換ですか、そういうものを経ていないまま保有開始が本年4月に決定したというその理由、その点をお聞かせいただければと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤町長。

○町長（佐藤仁君） 実態、この防災庁舎に対する町民の皆さん、あるいは遺族の皆さんのはいというのは、この13年、実は正直私ずっと受け止めてまいりました。多分この解体保存の構というのはなかなか埋まらないという思いをずっと持っていました。したがって最終的には、首長という責任ある立場の人間として判断を下さなければいけないという思いで、今

回発表させていただいたということであります。それからもう一点の7月1日ということは3月1日に発表させていただいて、そのあとに多分、事務的な手続等については3か月ぐらい必要だと事務方からもお話をいただきましたので、まず6月いっぱいまでは県有化ということにさせていただいて、7月1日から南三陸町の町で保有する、管理をするというふうな段取りということで判断をさせていただいたということであります。

○委員長（菅原辰雄君）　伊藤　俊委員。

○伊藤　俊委員　まだ7月まで約3か月ありますし、また当然、事務手続等がそれなりに時間がかかるということではありますが、一度、経緯としては解体自体を2013年に一度何でしょう、アンケートを取つていろいろやつた上での議決を経ての決定だったので、今回ここを進めていくに当たり、今度は町有財産取得という議決事項に今後なるのではないかなと思うのですが、そういう意味で、この3か月というのはそういう時間に充てられるのかどうか、さらにそこをちょっとお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

そして、今ちょっと浮いているのが、結局住民の皆様の意見交換ですとか、今日はこうやって委員会やっていますけれども、なぜ残すのか、そして残したからには何をどのように伝えるのかという今後の展望とか思いというのはまだ伺えていないなと思っております。同時に様々な角度、視点から保存維持管理の検討を図つていくべきだと思うのですが、今後は、例えば意見交換会の開催等は考えられておるのか、そこをお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（菅原辰雄君）　佐藤町長。

○町長（佐藤　仁君）　1点目については事務的な話なので、企画課長から答弁させますが、この庁舎をなぜ保有するんだということなんですが、御案内のとおり東日本大震災以来、熊本地震から今年の1月の能登半島地震から含めて、その地域に住んでいる方々がかねて想定していた以上の自然災害が全国で頻発をしているということです。まさしく東日本大震災の津波の高さということについては、当時は災害の想定をはるかに超えると言われた津波が来たわけであります。そういう中にあって、全国の皆さん方が、自分が想定した以上のものが自然災害で起こり得るということをある意味象徴的に目にできるのは、防災対策庁舎だろうという思いがございます。そういう観点も含めて、それからもう一つは、やはり今、県有化しているということは、あそこは都市公園になっているんです。防災庁舎だけが県にお貸しをしていますので、あそこはまた別になっている。例えば何かあそこにぶら下がっているものが落下したりとかということになったときに、これはやはりすぐ直すということにする

と、これやはり町で管理したほうがいざというときのために非常にいいだろうということがあって、今後のためにも一括管理したほうが、まず何かあった際には大変町としても対応しやすいというようなことで、そういういろんなものを含めて、私とすればそういう判断をさせていただいたということあります。

○委員長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） いわゆる町有化に当たっての議会の議決の手続といったお話をございました。地方自治法に基づきますその議会の議決に付さなければならぬ財産の取得といったものにつきましては、本町の条例第52号で予定価格700万円以上の不動産もしくは動産の買入れあるいは売払いといったことに限定されてございますので、議決は要さないと、その取得自体について議決が必要かどうかといった点については必要ないということになります。

○委員長（菅原辰雄君） 町長、意見交換についての質問。町長。

○町長（佐藤 仁君） 今後そういう機会があれば、あればといいますか、そういう機会をつくれるのであれば、そういった意見交換の場も必要なではないかなというふうに思っております。

○委員長（菅原辰雄君） 伊藤 俊委員。

○伊藤 俊委員 意見交換についてか、説明会プラス意見交換については必要だと思います。というのがいろいろな報道がされていて、もちろんこの情報としては皆さん知りいらっしゃるとは思うんですけども、ただよく見れば、個別の新聞名は申し上げませんが、13年にわたる議論の末にみたいなこともあります。議論されたんでしょうかと言えば、ちょっとこれはクエスチョンマークがつきますし、まだまだ何でしょう。町民全体、町全体の財産とのであれば、たとえ議決事項は経なくてもやはりここで決定がなされたからこそ、逆にこのタイミングで皆さんと共有する場というのはやはり必要ではないかなと思います。

また、ちょっとこれはさっきの様々な視点、角度からと申し上げましたのは、どうもその建物がないからそこに行かない、行けない、来ないではないかという声も聞かれます。ただ私たちが伝えたいこの町長発表の資料にあるとおり、この町が被災した事実、歴史というの、建物ももちろん大事ではあるんですけども、同時に何か人の情感に訴える言葉ですかいろいろな思いとかというのが伝わってこそ初めて伝え続ける力になっていくのかなと思っております。町長、常々、最大の観光資源は人であるということもこの議場の中でも発言されていますので、防災対策庁舎はもちろん大事な建物ではあるのですが、同時にやはり今

後の展望とか、それからいろいろな取組、環境整備も含めてやはり何でしょう、当局の町の考え方だけで進めるのではなくて、いろいろな形でやはり関わる方を増やすとか、要は伝承の力というのはすみません、時間軸で縦に引きますけれども、数本の線では弱いですよね。やはり横にみんなでつながってこそ縦に行く時間軸の伝承は強くなると考えていますので、もう一度住民の皆さんと一緒にになって保存、維持管理していくんだという考えをお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 言葉で伝えるということはもちろん大事です。今、語り部の方々の活動というのは、そういった言葉で伝えるということだと思います。しかしながら、それでも一定限度があります。といいますのも、先日報道がありましたように、宮城県内の小学校6年生の6人に1人が東日本大震災の日にちを知らないという、答えられなかつたということが、これはまさしく風化が着実に進んできてる、いわゆるこれだけの災害を受けた宮城県でさえそういうふうな状況が起きているということですので、ある意味この東日本大震災の被災地でない地域においては、そういったことがどんどん広がっているんだろうと思います。したがって、ある意味言葉と共に目にして、しっかり災害というものを受け止めるもの、それも必要なんだと私は思っております。それはどちらかということではなくて、両方があってしっかりそういったものを伝えられるんだろうと思っております。

それから意見交換というお話でございますが、基本これまで、ある意味、解体、保存という意見が真っ二つに割れているときに、集まって皆さんに御意見をと言われましてもなかなか町民は意見を述べづらいんです。思いは分かるんですよ。意見交換したほうがいい、意見交換をしたほうがいいという思いは分かるんです。しかしながら、これまでそういった分断という状況の中で意見を求めて、なかなか意見を正直に出せないという状況があったんですね。ですから、こうやってある意味、町として町有化するよということになった以上は、ある意味、率直な意見も期待できるのかなという思いがあります。そしてこれをどう、この防災対策庁舎を未来に活用していくのかということも含めて、いろいろな方々の御意見をいただきたい。それはありがたいなと思います。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 伊藤委員に言いたいことをほとんど言っていたので、静かに聞いてましたら、ほとんど質問したい内容のプロットがほぼ98%一緒でした。だからそう思っている町民が多いということだと思います。議論するという過程をどうもすっ飛ばした印象を持つ

てしまった。その場合、二つに割れた二分したというお話もありましたけれども、町にいた私の感覚としては、町民が50、50に割れているという感覚はあまりなくて、保存派とか解体派とか何か派閥みたいな、ある一定の何か特定勢力がいるみたいな言い方自体がふさわしくないと思っていて、そんな簡単な二元論で人の心の色というのは決められないと思うんですけども、大事なのは未来の命を守るために必要なことは何かということを町民それぞれが考えたり、結論は出なくとも悩んだりというその道のり、そこに至るまでの思い悩む心の動きにこそ得難い教訓があるなというふうに思いました。そう思ったのは、防災庁舎について考える会というのを少ない回数ですがやらせていただいて、今日に臨むに当たってその議事録をまた振り返って見ていましたが、非常に尊い勇気ある発言が多くありました。町長はなかなか町長というお立場で意見交換の場を開くというのは、これはかなり困難、難しいと思います。今言ったようなその派閥が好きというと変ですが、そういうくくりで物事を見てしまう方もいますので、そうではない率直な意見を聞くためにはそれ以外の場、町長がいない場所というか民間で勝手にそういう考えてみたらどうかという意見交換の場をつくることが大切かと思ってその会を開かせてもらっていたんですけども、町長が心配するほど議論が紛糾したということはありませんでしたし、皆さんがそれぞれの思いをテーブルの上にのせていただいてそれをござり押しするとか、どうしてもこうでなければいけないという方は非常に少なかったので、今後そういった決定の上でこそ言える、今まで言えなかつたことがこれを機会に何だおれにも言わせてと、一言申し上げたいという方がある意味お話ししやすくなった環境でもあるのではないかと思うので、先般の行政報告の際もお話ししましたが、町長の政治的判断に対して理解はできるけれども納得はできないという方々と、納得いくまでというのは難しいかもしれません、できるだけそういった率直なお話を聞く、誰かを責めるということではなくて私はこう思うんだということを率直に聞く、それで意見を表明することでその人の気持ちも救われるということもあると思うんです。決定ではあって、言葉遊びになりますが決着はしていないと思っていて、新聞報道を見ますと決着するみたいな表現もあるんですけども、多くの、より多くの人にこの庁舎を今後も保存して、町のものとしてそれを拠点として、一番大事なのはそこを訪れた人たちが災害に遭ったときに命を守れるように、命を守れるすべを地元に帰って広めていただくために多くの人が納得できる施設に今後頑張っていかなければいけないと思います。ですので、そういった場を今後どのように設定していくのか、町長のお気持ちを伺いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょっと振り返れば、13年前を振り返れば、震災からいかに1年ぐらいたった頃に、まず最初に保存という請願が上がってまいりました。その後に解体という請願が上がってきて、その間ずっと相対してきました、正対してきました。その後に様々な出来事があって、バック堤の設計ができて、まさしくそのバック堤が防災庁舎にかかるということで、これはもう保存は無理だということが出ました。その後に、結果的にこれはもう復興事業の妨げになるということで、解体せざるを得ないという判断をさせていただきました。その後、県から県有化というお話がありまして、パブリックコメントをかけて、そのときも実は庁舎内でいろいろ検討しました。例えば体育館に集まって御意見を伺うかというお話もありましたが、しかしながら、どうしても声高にお話をするということになる方がいると、どうしてもそちらのほうに流れてしまうと、これはある意味町民の総意と言えるのかということになりますし、これは総意ではないなという結論になって、結果としてパブリックコメントを採用するということになりました。パブリックコメントを採用して、これはもう結果は御承知のとおり、6割の方々が県有化で保存ということに賛成ということでした。ですから、そういういた様々な解体、保存というその流れの中にずっと私いましたので、そういう思いをずっとやはりいまだにずっと引きずっているものがある。とりわけ、御遺族の皆さんにとっては、いまだにそういう思いをお持ちの方々いらっしゃいますので、最終はやはり自分が批判を受けても決断をしなければいけないということの思いで、今回の発表ということになったと。今、後藤委員からお話ありましたように、いずれこの問題について広く、広くといつてもどれだけの方がお越しになるかはともかくとして、意見をいただきながら、あの防災対策庁舎を未来の命を守るためにどう活用するんだということの御意見はいただきたいなと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 曲がりなりにもそういう場を設定した者として一つお伝えしたほうがいいなと思うのは、恐らくですけれども、町長にしか引き出せない声、思いというものもそういう場ではあるのではないかなと思います。また、その場で出た意見としても一つお伝えしたいのは、県有化する20年あってよかったです、なぜか。あのとき小さい子どもだった若い人たちが大人になって自分の意見を言える時間をつくってくれた、それがとてもいいことだと思うと。町長、そういう場を今後もつくっていきたいというお考えのようですので、ぜひそういう今、十代、二十代の人たちとももちろんそれ以外の方もですが、特に聞いていただきたいなと思いますが、その辺りどのようにお考えでしょうか。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 前に、ここに至るまでに前にもお話ししたと思いますが、いろいろな若い人の意見もということで、折に触れて実は聞いてまいりました。その中で、ある意味庁舎があることが当然という意識づけの方々が圧倒的に多かったんです。そういうことを含めて、ある意味限定した人数だったかもしれませんので、広く声をかけておいでをいただいて、今、後藤議員がおっしゃるように話を聞く機会というものはしっかりと設けたいなと思います。

○委員長（菅原辰雄君） ほかにございませんか。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 何点か伺いたいと思います。まず確認したいのは、県有化で維持管理していたわけなんですけれども、その間の管理費という、例えば県負担分とか町で負担している分のそういう金額はどれぐらいあったのか、結構町民の方は、多分経費が大変だから町有化にしたのではないかというそういうことも聞かれましたので、参考までに伺いたいと思います。

あと先ほど委員の話でもあったんですけれども、今回の決定に関して、どのような段階を経て今回このような決定がなされたのか。例えば、議会で同僚議員の一般質問等あったり、あと庁舎内でそれを検討する会議なり会合があったのか、そういう部分をもしありでしたら、私たち町民の方に説明する上でも今回の決定に関して伝えやすいのですが。

あともう一点は、今回こういった庁舎の町有化と同時にできれば進めていただきたかったのは、再三話題になっている、話題というか話が出ている犠牲になられた方の名簿というんですか、昨今、昨日おとといの新聞ではそれに触って追悼しているという写真もありました。当時は次々に犠牲になられる方が見つかってというんですか、そういう形でできかねた部分もあると思うんですが、私何度も言っているように、広島のような原爆でしたら毎年名簿がつけ足されてああいった方式でもよかったです、ということを伝えましたけれども、今回このような形になったので、ぜひとも町有化と同時にそういう形に進めることも必要ではないかと思いましたが、今回のこの件に関してはちょっとずれるかもしれませんけれども、その点も伺いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） まず1点目の費用の関係ですが、県有化する際に宮城県としてさび止めの工事をしていただきました。その後に7年目にしていわゆる管理、どこかボルトが緩んでいるとかそういうことの管理で7年目にして使った費用、この県で使った費用が56万円でご

ざいますので、少なくとも20年はさび止めは持つということですので、そういった費用は当分、当分といいますか20年まではかかるないだろうと思います。

それからいつの段階で決定したんだということですが、先ほど言いましたように町の復興事業がほぼ完遂が見えたというのがほぼ昨年でございます。その段階で私自身として一定の方針性は示したいということが1点。

それから、先ほど役場の庁舎内で検討したのかということですが、一切検討はしておりません。あくまでも私一人の考え方ということです。

それから名簿の関係ですが、前から何度も一般質問いただきましたが、それをつくるという考え方方はございません。

○委員長（菅原辰雄君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 それでは年間の維持費ということで、あまり毎年毎年ランニングコストがかかっていたということではないということで分かりました。そこで、今回の決定の町長自身で決断したことなんですねけれども、町民の方、何人かというか聞くと、やはり自分の任期中に何とかしたかったんじゃないかなと、そう言う方もおられました。逆に令和13年まで委ねるというそういう決断も必要じゃないかということも言っている方もおられました。私は、町長一人で決断するということは、別の面から言うと、首長に権限がいっぱい今集まっている今の時代ですので、言い方を悪くすると、まるで町長の私物化というんですか、そういった形に思って決断したという捉え方もできると思います。そういう中で、やはり今回大切だったのは、町長自身の決断も大切だったんでしょうけれども、やはり何らかの形である程度プロセスを踏むという、そういうことも必要だったと思われるんですが、今後説明責任というんですか、そういう面で先ほどの前委員も言いましたけれども、何らかの形でそういうことがなされるのかどうか、その方向性を伺いたいと思います。

あと名簿のあれに関しては、当時はそういった思ひだたでしようけれども、先ほど言ったように、もう13年、14年たって、町民の皆さんのが今の時点でどう考えるのか、それと今後10年、20年、30年先を考えた場合に、私なんか生きていないのでしょうけれども、そういうことも考えて次世代への風化防止というんですか、刻みつける必要があると思われるんですが、町長先ほど、今は考えていないということですけれども、そういうことも大切ではないかということをお伝えしたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、今野議員がおっしゃるように、例えば今回の判断で了とする方もい

れば、せっかくだから20年待ったほうがいいという意見もあって、これどちらも正しいんですよ。ですから、どちらも正しい意見の中でずっとそれはざまに私いましたし、それからもう一つ言わせてもらえば、一歩間違えば私もある場所で命を失った人間です。ですから、あの場所のことに触れるのは、非常に自分自身としてはばかれてきました。ですが、どこかで自分がこうやって命長らえた人間として決断を出さなければいけないというのは、これは自分の役割だと私は思っておりますので、そういう判断に私自身として至ったということです。それから、意見の交換の場についてはお話ししましたので、あとは名簿の関係については、先ほどと同じような答弁で御勘弁をいただきたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 ではあとお聞きしたいのは、今回町有化になって今後の庁舎なんですけれども、保存なのかもしくは解体される可能性があるのか、その点だけ伺いたいと思います。何せ議会での決定は、たしか解体でしたっけ、そういった趣での流れだったような、私記憶しているんですけども、その点確認させていただきます。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 議会の皆さんのはじめに、最初は解体ということの採択、その後に県有化ということについての採択ということですので、両方の採択をした、最終的には県有化の採択ということだと思います。

それから、保存かそれから解体かというお話でございますが、ある意味民意を示されているのが実はパブリックコメントなんです。そのパブリックコメントで6割の方々が賛成だというときに、もうあれから1日から2週間ぐらいたちますが、お一人からも反対という声は聞こえておりません。町のほうには届いておりません。中にいるかもしれません、町には届いておりませんので、一定の理解はいただいているものではないのかなと私は思っております。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 国会では、裏金問題で証人喚問はせずに政倫審で終わろうとしている。我が町もこの件に関しまして、行政報告で終わるのかなという思いでおりましたら、委員長の計らいでこのような場を設けていただきました。面白躍如といいますか、その点では委員長に大変感謝をし、敬意を表したいというふうに思います。

さて、この防災庁舎の件につきましては、当初解体か保存かという議論がずっとなされてきておりました。そういった中で県有化という話が出まして、町民の中から、あれは請願書だ

ったかな、出まして、それが可決されたという段階で当時の私個人の考えで、こういう日が来るだろうと。ですから新聞報道されたときに、全く驚きはしませんでした。私のような考え方を持っている住民の方々、結構おります。こうなるだろうと。県有化という言葉が出て、それが採択されたという時点で、その時点でこうなることは皆予想しておりました。

当初その県有化の目的といいますか、解体か保存かといろんな議論を交わされている中で、20年間、2031年までは県有化、その間に住民の方々との議論あるいは何といいますか、どうするかということを議論を重ねてくださいよと、それまでは県のほうで所有しますから、その議論の期間だということで解釈をしておったんです。何回ぐらいこれ議論をするんだろうなと。2031年まではまだまだありますので、そこで町長は新聞のインタビューにも自分の任期期間中というようなお話を何度もされましたし、先ほどの質問の中でこういう問題は自分のその任にあるときに、いるときに決着をつけたいというお話でした。いろいろなこの報道がなされて、今までいろんな方々からの御意見、意見というか文句というか、私に来るところは大体文句が多いんですけども、かなりの年代も三十代、四十代、それから高齢者の方々とあるんですが、年代問わずして統一した意見は、なぜ2031年まであるのに早々と町のものにしたのという、それは先ほど言いましたよね、町長、自分の任期と。経費がかかるだろうと、経費が。だからどうせ経費かけるのであれば2031年まで県のほうでその経費をもつてもらってからでも遅くないのではないかという御意見。

それから若い方々は、その負担、維持する管理する負担、一番経費のこと語っているんだと思うんだけども、我々の世代に残さないでほしいと、負担を。そういう御意見がありました。だからどうだということになるでしょうけれども、そこで先ほどちょっと確認したいのは管理費56万円というお話でしたが、この管理費の56万円というのは町が出たお金なのか、県がかけたお金なのか。私ちょっとどこの新聞か、もっともっと高い金額が掲載されていたような記憶があるんだけれども。その辺まずもっていかがですか。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 県有化になって7年目にして、いわゆるナットが緩んでいるのではないかとかそういう問題を確認をしようということで検査をしたのが1回です。その1回にかかった経費というのが56万円ということで、これはもちろん県が支払っているということです。（「ペンキなんかも」の声あり）あれも県です。（「あれ県、それは幾らなの」の声あり）

○委員長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） お答えをさせていただきます。町長からお話をございましたのが、い

わゆる落下危険性のある附属物等の管理といいますか、補強等ということで56万円程度となってございます。三浦委員からお話をございましたのが、いわゆる庁舎の保存に向けた当初のさび止め施工等ということであろうかと思います。それにつきましては平成28年度に宮城県のほうで実施をいただいてございまして、庁舎保存工事という工事でございますと4,390万円程度の費用がかけられたということでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 そうなんだと思います。新聞でかなりの額がかかったなというのは見た記憶があるので。この4,390万かけて、あるいは56万円の町、県か町か分からないけれども、これが何年間この状態でいるのかということですよ。また鉄ですからさびてくるわけ。それから補強もしなきゃならない。そうするとまた数千万、分かりませんよ、額は。これぐらい以上にかかるのではないかという、それを若い方々がそういう自分たちの税金はそういうものに投入させてもらっては困るという御意見は結構あったんです。だからそれを今言っているんですけどもね。大体何年ぐらい手つかずの状態でいられるのか、大丈夫なのか推測はしていますかね。できればもう一回、もう一回補修してからでもいいのではないかと思ったんだけれども、それはもう多くの方々の御意見です、経費の面でね。

それから町長、先ほどどなたかが、町長は我々の説明にも、当初は県のほうから申入れがあったという話ですけれども、この県有化にしてほしいという話は町のほうからしたのか、県のほうから来たのかその辺の確認をしたいんです。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 振り返っていただければ分かるんですが、復興庁が被災自治体の震災構については、1自治体について1つについては初期費用は見るということの話が県に入つたと。それを受けたが有識者会議を立ち上げたということです。その結果として、有識者会議の中で防災庁舎も含めて残すべきものという御判断をいただいた。それを受けた知事が、南三陸町に県有化ということをお出しeidいたということあります。

○委員長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 庁舎の保存工事ということで、県に実施いただきたいわゆるさび止めでございますけれども、県の施工段階の想定といたしますと、いわゆる発災から20年間ということで、平成で申し上げますと平成43年になろうかと思いますけれども、令和13年の20年間の期限までは当該さび止めの対応は続くだろうと、補修が必要ないだろうという計算のもとに当時施工されたということでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 まず1つ目、2031年までは大丈夫だろうと、大丈夫だろうという。分からぬい、これもね。潮風が当たる場所ですからね。鉄ですから多分その前に補修をしなければならない時期が来るだろうという思いは持っています。それから町長もその当時、そういう話、説明をされたんですが、そのタイミングよく町内の若い方々から県有化という請願書がなされた、どちらが先だったか今記憶にないんだ、今資料を持ってきていないからね。知事がね、町長。知事は、県有化するに当たって大変御苦労されたようです、知事は。どんな御苦労かは聞きませんでしたけれども、かなりの御苦労はしたという話は聞きました。

それから、これ3回目なので、町長任期期間中にやると、分かります。これはお願ひなんですが、私、震災後間もなく何回か議会開催されて町長に、町長今いろいろと忙しいんだけれども、今の町長としての仕事、一番大事な仕事は、そこで亡くなつた、そこばかりでなくて職員、亡くなられた職員のうちに行って線香を上げたほうがいいよと私2回言いました、2回。それが一番のあなたの責任者としての仕事じゃないですかと。そのときは町長いろいろ忙しくて行かなかつたと思うんですが、任期期間中に、いやいや、実際にまだ来ていなつてというところもあるから、全部が行ったというわけじゃないから。だから任期期間中にぜひ行かないところが、町長一番分かるだろうから、どこなんだか。ぜひ行って線香を手向けていただきたいと、私からお願ひです。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 震災半年で追悼祈念式典をやりました。その後に犠牲になられた職員の家は全て回りました。唯一、1か所行っていないのは

です。彼のところにお邪魔しようと思ったときにお父さんが、町長来ていいと。あなたは今やるべきことは、復興の仕事をやれというお話をいただいて、ただ、この息子さんはこの間も3.11のときに防災庁舎に来て、おやじが最後まで頑張ったこのかけがえのない施設は残してもらいたいというお話をしておりました。

○委員長（菅原辰雄君） ほかにございませんか。及川幸子委員。

○及川幸子委員 それでは、前者が申し上げたことで、一部納得した点もありますけれども、引き続き私から何点かお伺いさせていただきます。

先ほど議論が難しいことであるという町長のお話でしたけれども、やり方はいろいろあると思うんです。例えば、匿名で御遺族にアンケートをすることなど様々な方法があつてしかりだと思うんです。もちろんその場ではみんな表面では言えないことがいっぱいあります。そ

れを記録として書いてもらうということも大事なことなのかなと思われます。

それとメンテナンスの件は、今、三浦委員がお話を聞いたので、それは了解いたします。

それから大きな祈念公園と最近造ったものは道の駅など、今後の維持管理が大変だと思うんですね。若い人たちにツケを押しつけるというようなことにならないかなという心配があるんです。町長は辞めればそれでいいんですけども、維持管理は町がある限り続きます。私は以前、現在の委員長が入谷の正鶴の森や緑の公園のようになる心配がとてもあるんです。そういう中で今後、そういうことも心配です。

それと、今野委員からもお話をありました、御遺族の名簿を石に刻んでもらいたいということなんですけれども、私が一般質問で言うたびに俺のところに来ていないからしないということだったんですけども、現在でも石に刻んでもらいたいということは、町民の中から切望されております。そういう人に寄り添って行政を進めていただきたいと思うんです。

それと、なぜ今回非公開で歌津の方2名に御相談かけていたのか。志津川の御遺族の方には非公開で相談かけなかったのか。なぜ非公開としなければならなかったのか。その辺お聞かせください。ということは2名だけで、との43名の御遺族の方には何もしないでいたということになります。私はこのプロセスを記録に残すことが大事だと思っておりますけれども、その辺お伺いいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） まず公園の整備の関係ですが、公園の整備は役場職員がやっております。当初、完成した後に公園の整備の費用が上がってきたときに、そのときに私、職員に話したのは予算編成のときですが、あの防災対策庁舎で我々の仲間が志半ばで死んでしまったと、亡くなってしまった。この場所は、我々職員として二度と忘れてはならない場所だ。したがって他人に公園管理をお任せするのではなくて、職員みんなでやろうということで、今それ以来、職員の皆さんでやってもらっていますし、当時はそういう職員の皆さんでしたが、年を重ねるごとに多くの町民の皆さん方が率先して環境整備に入ってきてもらっているということですので、町民皆さんで公園整備をしっかりとやっていくということが大事なんだと思います。

石の名前を刻むということですが、これはもう前からお話をしておりますように、御遺族の方々のお名前を安置をするということで、名簿に安置をするということでそれで了解をもらってああいう安置の仕方をしているわけでございますので、石に刻むということのお話は町から御提案をしてございませんので、現状のままで名簿安置ということで進めていきたいと

思います。それからお2人と言いますが、基本お2人、県有化に反対の嘆願書をお持ちになつた代表の方ということですので、その方にお話をさせていただいたということです。

○委員長（菅原辰雄君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 嘆願書を持ってきた代表者の方と御説明ありました。

次です。この未曾有の災害は千年に一度と言われるくらいの大災害です。防災庁舎で43名の命を奪つたことは、事実として後世に残さなければならない事実です。遺族の心の声を記録に残し、永久保存すべきではないでしょうか。それが後世に伝えることにつながると思います。庁舎に町長はいたのでお伺いしますけれども、役場のそばに防災庁舎があったからそこに対策本部として行ったのか。また、防災庁舎が別の場所にあってもそこを対策本部としたのか。また、あそこが3階だったので、防災庁舎が3階の高さだったので津波が上がらないからあの防災庁舎を選んだのか、その辺をお伺いいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それは随分前からお話をしているように、あの防災対策庁舎を建設したのは、あの2階に危機管理課が入って、いざというときにあそこが対策本部になるということは從前から決まっていた話でございますので、そういう対応をするということで御理解をいただきたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 町長は旧志津川の議員でしたので、志津川ではなぜあの場所に防災庁舎を建てたのでしょうかという疑問が残るわけです。当時、志津川の議員だったので、その辺もし経緯が分かっているのであればお伺いします。

○委員長（菅原辰雄君） 及川委員、今日の議題はそこではないので、そこまで言っちゃうと何でもありきになってしまないので、その件に関してはやめて今回の議題に従って質疑をお願いいたします。

○及川幸子委員 それでは、危機管理アドバイザーの山村武彦氏が書かれた「屋上の円陣」という本があります。ここにこう記されておりましたので御紹介いたします。「あの屋上にいた全ての職員たちは、直前まで住民を守るために職務を全うした人たちである。彼らこそ真の勇者であり日本人の誇りである。そして自己犠牲を推奨すべきではなく、単なる美談としてではなく二度と同じ過ちを繰り返さないための誓いとすべきである。防災庁舎を政争の具とすることなど言語道断。よどんだ過去を全て水に流す和解のモニュメントにしなければならない」と記されておりました。私もこの本を読んで、いろんな真実にも触れましたけれども、

犠牲となられた仲間の皆さんと、命の大切さを防災庁舎で伝え続けてほしいと叫んでいるような気がしました、この本を読んで。ですから、人の気持ちも流れと共に時の流れと共に変化しているのは事実でございます。これからもそういう遺族の思いを大切にして、いろいろなアンケートを取るなり、議論できない場面であれば膝を交えて、今後とも遺族の人たちに寄り添ってこういう言葉をかけて進めていっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑はございませんか。伊藤 俊委員。

○伊藤 俊委員 あと一つだけ話に出ていなかったので、私から町長にお聞きしたいと思います。いろいろ今やり取りありますと感じたのはやはり今後も私たち議会議員としても、町民の皆様に説明ですかあとやはり意見交換の場、要は保存か解体かという議論もそうなんですけれども、ではやはり今後どうすべきなのか、どう維持管理していくのか、さっき言つたいろいろな視点、角度から考えを聞いたり述べる場を共有したりする場というのはやはり必要だと思います。なぜかというと、町長にお聞きしたいのは、防災対策庁舎を訪れる方は非常に多いです。南三陸町のシンボル的な存在だと思いますし、同時に3.11メモリアル出来上がりまして、そこで中に入れば、当然当時あったことをいろいろ映像なり展示で見ることもできますし、展望台のほうに行けば地元紙の特集記事が並んで、あのとき何があったかというのはもちろん分かるんですね、それを見れば。ただ、大多数どうかというと、そこまで至っていないというのも現実なのかなと。正直言えば、ただその公園に行ってみて上から見下ろして、すごいな、津波はすごい迫力高いなとかそこで終わっている方々も非常に多いのではないかと思う部分と、あと結局今だけではなくて、今までずっとそうでしたが、すごく思いを持ってとか学びに来る方というのもすごく正直多かったです。ただ同時に、これはもう誤った認識だと私も思っているんですけれども、防災対策庁舎自体をモニュメント化していてアートだと言った方もいらっしゃいますし、あとは私もつらかったですけれども、記念撮影される、庁舎をバックに。もう何でしょうね、そういう場所ではないと思うんですけどもそこまで伝わっていない現実もあったんじゃないかなと、確かに当時県の有識者会議では、特に高い価値のある震災遺構ということで、高い価値というのは認められました。ただ、だからこそその間違った伝え方も今後していきたくない、そこであったこともそうですし、その後もそうですし、何か間違った伝え方をしていかないためには、今後町長が考えておられる何か考え方、方針というのがあればそこを最後お聞きしたいなと思いますが、いかがでしょうか。要は、防災対策庁舎に対して、よく知らない方も増えてきて、さっきアンケ

ートで小学生そういう回答があったように、もう風化もそうなんですけれども、もともと生まれていないから頭の中にはない、要はその事実がなかったところから伝えていくときに、ちょっと何でしょう、ある意味観光的な見方をする方も中にはいらっしゃるので、正しく本当は命の大切さを伝えるためにという場所であると思うんです。未来の命を守るためにとおっしゃっていますが、そことずれていく認識も生まれないかなと、そこをちょっと危惧しております、そこをちゃんと伝えるために町長が何を考えているかというのがお聞きできればと思いました。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 正直難しい答えです。例えば、あの場所が震災後にロープが絡まって流木が流れ着いて、あの状況だったら誰もそういうことをする人はいないと思います。しかしながら、今、現実問題として全部流木含めて、流失したものは全部取って、そして新たにさび止め工事をして、そうするとあのときの悲惨さというのは正直申し上げて伝わっていないんです。ですから、あそこに行った方々がどういう思いであの場所に行くかというのは、これはもう千差万別だと思います。ですから、さっきから言っているように、大事なのは言葉で、語り部の皆さん含めてしっかりと伝えていくということが、多分考えられることというのはそういうことしかないのではないかなと私は思います。

ですから、これからもあの場所においてになった方々に対しては、こういう場所だったんだということの事実関係をしっかりとお伝えをするということが、ずっとこれからも我々に求められていることではないのかなと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 伊藤 俊委員。

○伊藤 俊委員 分かりました。町としてもやるべきことをもちろんやっていただきたいですし、また、前段ありました防災対策庁舎を考える会、これもぜひ何でしょう、町ではなくて町民同士でできることもあるということも事実で1回、2回ではなくて、やはりどんどん積み重ねていくということはすごく大事かなということで、お互い今後も積み重ねていくことを望みます。

質問は以上です。終わります。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これで質疑を終了いたします。

執行部の皆さんについては、ここで退席をいただきます。

次に、協議事項に入ります。協議事項の議題は、会期終了後の継続調査についてでありま

す。

当特別委員会においては、会議の冒頭でも申し上げましたとおり、東日本大震災からの復興に関する対策を調査事件としております。令和6年度においても、復興に関する事業については、被災者支援事業を実施したいというような状況であるなど、次の会期である来年度も引き続き調査を継続したいと考えております。

そこで、委員皆さんにお諮りいたします。

当特別委員会は、次の会期においても調査を継続することとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（菅原辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、次の会期においても調査を継続することといたします。

以上で、協議事項は終了しました。

次に、その他に入ります。

本特別委員会に関し、委員皆さんから御意見などあればお伺いいたします。（「なし」の声あり）

なければ、次の委員会についてお諮りいたします。

次回の委員会の開催日程については、議長、正副委員長に一任いただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（菅原辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、そのように取り進めます。

以上で、本日の会議を閉会したいと思います。

大変御苦労さまでございました。

午後3時45分 閉会